

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取 扱 い の 内 容	取 扱 期 間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金及び定期郵便貯金を担保とした貸付け ・払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し おひとりさま 20 万円まで	平成 23 年 3 月 14 日 (月) から
2	・定額貯金の据置期間 (6 か月) 内の払戻し ・定期貯金の預入期間内の払戻し ・民営化前に預入された定期郵便貯金の預入期間内の払戻し	
3	被災により汚れた紙幣の引換え	
4	国債を紛失した場合のご相談対応 (簡易郵便局を除きます。)	

通帳・証書等をなくされた場合には、保証書及び連帯保証人が必要となります。